

## 2010年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず      今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：4項目      ○-B：2項目      △-B：9項目      △-C：0項目      ×-B：8項目      ×-C：0項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>I. 総合経済・産業政策</b></p> <p>1. 公共サービスに従事する労働者の雇用の安定と賃金、労働条件の安定確保のため以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 拡大する民間企業への委託事業や工事において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、人件費や人員の削減、不安定雇用、下請業者へのしわ寄せを排除する「公契約基本法」の制定を国に対し要望すること。</p> <p>(2) 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定すること。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p>	<p><b>総務部、産業労働部、会計管理者</b></p> <p>我が国においては、既に労働者保護のための一定の法制度が整備されておりますので、公契約法や公契約条例の制定については、まずは、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令により対応すべきではないかと考えております。</p>	<p>×-B</p> <p>県回答は、公契約の下に働く人の雇用・労働条件は法で定められた最低基準さえ守っていれば良いとの考え方と受けとめる。</p> <p>さらに、下請け事業者や従事する労働者に低価格入札のしわ寄せが</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>千葉県野田市議会は、2009年に全国初となる「公契約条例」を全会一致で可決した。野田市議会では、かねてより、公契約条例について、度重なる一般質問が行われていた経緯があり、市長提案により制定に至っている。</p> <p>市は「公共事業の低価格入札が、下請け事業者や従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金低下を招く状況となっている」との認識のもと、先導的にこの問題に取り組み、公契約に関わる業務の質の確保、社会的な価値の向上をはかるとしている。市は、賃金の最低額として、公共工事設計労務単価、野田市の初任給相当額を勘案した金額を設定し、受注者だけでなく下請企業の労働者、派遣労働者を含む当該事業に関わる労働者に適用される。</p> <p>公契約による仕事の代金の多くは税金から支払われており、そこで働く人が貧困であったり、市民の安全が守れないような公契約は改善しなければならない。公契約の下で働く人の雇用・労働条件を守り、よりよい公共事業、公共サービスを実現するためには、公契約基本法および公契約条例の制定が必要である。</p> <p>2. 消費者トラブルは、自らが解決するために行動することが解決のポイントとなることから、「自分の身は自分で守るという意識」、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などの行動を取れる「自立した消費者」の育成のため、啓発活動及び消費者教育を強化すること。</p>	<p>県民生活部 消費生活課</p> <p>消費生活支援センターでは、若年者から高齢者まで、ライフステージ別の消費生活に関する研修会や講座を実施しています。</p> <p>中高年を対象にしたものでは、主に民生委員など地域で高齢者の見守りに従事している方を対象に、悪質商法の手口や消費生活の基礎的な知識に関する講座を実施しています。</p>	<p>及んでいることを理解していない。</p> <p>具体的事例等を示した上で、再要請を行う。</p> <p>×－B</p> <p>県の「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」には、自立した消費者をめざすため、消費者の自主交渉率アップを掲げているが、目標達成には</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>消費者基本法の改正により、消費者はこれまでの「保護される立場」から「自立した権利の主体」へと位置付けの転換がはかられた。</p> <p>しかしながら、消費者と事業者の間には、依然として、情報の質・量及び交渉力において大きな格差が存在しており、現在の経済社会における多種多様な商品やサービス、販売及び支払方法等取引形態の複雑化は、新たな消費者トラブルを増加させている。なかでも、IT化の進展に伴い、オンライン等関連サービスに関する苦情相談など、小・中学生までもが消費生活のトラブルに巻き込まれる事態も発生している。</p> <p>高齢者を狙った悪質商法の被害、クレジット社会の進展による多重債務の問題、個人情報への漏洩等、消費者問題は年齢を問わず、その内容も多岐に亘っている。</p> <p>このような中、これから生きる消費者には、「自分の身は自分で守るという意識」、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などが求められる。</p> <p>自立した消費者をめざして、家庭・地域・学校において、消費者教育を推進していくことは極めて重要であり、このことは、消費者の自立支援においてだけでなく、優良企業の育成や悪質事業者の市場からの排除においても大きな力となり得る。また、消費者教育を受ける機会を持たない不特定多数の消費者に対しては、様々な広報媒体による情報提供や、</p>	<p>また、若年者については、学校における児童・生徒の消費者教育に取り組むため、教育局と連携して、教員向けの研修会や、学校に出向き児童生徒向けの研修会を実施しています。</p> <p>さらに、契約トラブルに関する情報や製品の安全情報についてホームページや情報紙「彩の国くらしレポート」（25,000部×年6回）の発行などを通じて情報提供しております。</p> <p>加えて、平成22年度は10月から12月までの間、テレビ埼玉で毎週土曜日昼12時から15分間で、悪質商法の手口や消費生活に関するテーマを分かりやすく紹介する番組を12回にわたって放送しました。</p> <p>また、高齢者の消費者被害が増加していることを踏まえ、地域包括支援センターの職員向けに「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」を作成し配布するとともに、高齢者向けに相談窓口やトラブルに遭わないためのポイントを記載したカードを作成し、地域包括支援センターを通して高齢者世帯に配布しました。</p> <p>今後とも、様々な広報メディアや機会を捉えて消費者情報の提供や消費者教育の推進を図り、自立した消費者の育成を目指します。</p>	<p>至っていない。平成23年度までの計画であることから、今後の取り組みを見さだめ、再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>あらゆる機会を利用した啓発活動を展開していくことが必要である。</p> <p><b>II. 雇用労働政策</b></p> <p>1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、現在行っている高校生のインターンシップがより有効となるように、職種の拡大や期間の延長などの対策を講ずること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>昨年県内の公立高校では161校中98校がインターンシップを開催している。インターンシップは高校生の望ましい勤労観・職業観を育成し、学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力を向上させる上で、極めて高い教育効果をもつものとする。参加する高校生を普通科も含めて増やしていきたい。しかしながら、企業の協力が必要であり安全面などの課題もあることから現状は長くて1週間と短期でのインターンシップとなっている。</p> <p>中小企業や製造業などにも広く協力を呼びかけ、さまざまな職種を体験できることが、高校生の将来を考える上で重要である。サービス業や小売を中心としたインターンシップから職種を増やすことが必要である。</p>	<p><b>産業労働部 産業人材育成課</b></p> <p>就学期の早い段階から就業意識を高め、働くことの意義を学ぶことは、たいへん重要であると認識しています。</p> <p>そこで、県では、産業界・教育界・行政の関係機関による総合的な支援体制である「産業人材プラットフォーム」において、高校生のインターンシップなどのキャリア教育の支援を行っています。</p> <p>具体的には、インターンシップのマニュアル（「高校生インターンシップモデルプラン」）の作成、周知のほか、インターネット（「産業人材育成支援情報ネットワーク」、「埼玉県内企業魅力紹介システム」）による協力企業情報の提供などを実施しております。</p> <p>今後とも、産業界・教育界・行政の連携をより一層深め、高等学校におけるインターンシップの拡充、教育効果の高いインターンシップの実施を推進してまいります。</p> <p><b>教育局 高校教育指導課</b></p> <p>教育局では、年度当初に経済団体に対して就職促進要請訪問を実施し、その際、インターンシップの実施状況について説明し、所属する企業等への高校生の受入れを依頼しております。</p> <p>インターンシップに取り組む学校数は年々増加しており、平成21年度は県立高校100校が実施しております。</p> <p>職種の拡大や期間の延長については、受入企業の協力が必要であり、今後も、インターンシップを含めた体験活動の充</p>	<p>△-B</p> <p>要請の趣旨は理解され取り組んでいると考える。</p> <p>震災の影響などで企業環境はさらに厳しくなることも想定されるため、インターンシップ受け入れに取り組む企業に対する支援策も含めて再度検討し要請を行いたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性									
<p><b>2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 障がい者授産施設自立支援として、県や外郭団体からの発注に関しては授産施設を優先利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;            法改正により県立であった障がい者授産施設は、自主運営となり厳しい運営を行っている。一昨年以降の経済状況により受注の激減となり経営をさらに圧迫している。授産施設の自立に向けては、授産施設の得意分野などをPRすることで、受注を増やすことが必要である。県や外郭団体も今まで以上に授産施設の製品を活用することは、同時に授産施設のPRにもつながる。率先して活用するように体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務できる企業の誘致や開拓を行い、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や外郭団体も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;            通勤の必要のない在宅勤務は、障がい者にはとても</p>	<p>実を図り、関係機関等との連携を一層深め、就職支援を進めてまいります。</p> <p><b>福祉部 障害者自立支援課</b>            障害者授産施設の製品や役務の活用については、県庁各課及び県内市町村に対してお願いをしているところです。            平成22年度上半期の実績から推計すると、県庁各課や市町村が障害者授産施設等に対して発注した製品及び役務の総額は、平成21年度と比較して約4%の増加が見込まれています。            今後も、障害者授産施設等の製品や役務がより一層活用されるよう、県庁各課や市町村などに働きかけてまいります。            また、行政機関が主催等をするイベントにおいて、イベントグッズとしての製品の活用や臨時売店の設置についても働きかけを行い、販売機会の拡大にも努めてまいります。</p> <p><b>【参考】官公需の実績</b></p> <table border="1" data-bbox="1041 1045 1803 1165"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>118件</td> <td>51,891千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>157件</td> <td>74,734千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度(上半期)</td> <td>180件</td> <td>38,956千円</td> </tr> </table> <p><b>産業労働部 就業支援課</b>            在宅勤務に関しては、国で助成制度を設けて、在宅就労が進むよう支援しています。            県でも、企業現場での就労が困難な障害のある方への支援は、重要であると考えております。            そこで、県では、平成19年度にIT関係企業を誘致して、</p>	平成20年度	118件	51,891千円	平成21年度	157件	74,734千円	平成22年度(上半期)	180件	38,956千円	<p>○－A            利用実績も増えていることから取り組みが進んでいるととらえる。今後の継続した取り組みを注視していく。</p> <p>×－B            誘致や開拓ではなく情報提供にとどまっている。在宅勤務拡大のためにも誘致や開拓の必要性は高いと考え</p>
平成20年度	118件	51,891千円									
平成21年度	157件	74,734千円									
平成22年度(上半期)	180件	38,956千円									

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>働きやすい勤務形態である。また、昨今はITの普及もあり、在宅勤務の環境は整いつつある。在宅勤務を中心とした企業の誘致を県は行ってきたが、現行の企業数では在宅勤務できる人数はわずかである。在宅勤務できる可能性のある企業に対しては個別に開拓や依頼を行い、就業支援の観点から在宅勤務の斡旋を行うことで、47都道府県で低いほうである障がい者雇用率の大幅な増加が期待できる。</p> <p>また、県の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があるとする。率先して在宅勤務での雇用を図ることで、埼玉県在宅勤務の認知度が上がりさまざまな企業の見本となる必要がある。</p> <p><b>3. 新卒者の雇用対策として以下の施策を講ずること</b>  <b>(1) 高校のなるべく早い段階で就業に関して意識を高めるためのセミナーなどを開催すること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>高校生活でバイトなどで就業体験をする生徒も多くいるが、将来の夢や目標を成し遂げるためには働くことも重要な選択肢となる。就業観をなるべく早い段階で高めることで、高校生活を充実させさらには自分の思う職業をインターンシップで体験できる</p>	<p>サテライトオフィスでの就労が出来るよう支援しています。</p> <p>このサテライトオフィスでは、現在22人の障害者の方が生き生きと働いておられます。</p> <p>このような仕組みのサテライトオフィスが県内で展開できるよう、情報の提供など出来る限りの支援を行ってまいります。</p> <p><b>総務部 人事課</b></p> <p>在宅勤務については、平成20年7月に、人事院における「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」から出された報告書において、情報漏えい防止のためのセキュリティをどうするか、必要な機器などの確保や費用分担をどうするか、勤務時間や安全の管理をどうするかなど在宅勤務実施上の留意事項やさまざまな課題が言及されています。これらの在宅勤務の留意事項、課題は地方自治体における障害者雇用に際しても同様であると考えております。</p> <p>県といたしましては、国や他の都道府県の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>県では、高校生の就業意識の醸成を図るため、出前講座を実施しています。</p> <p>また、今年度は、例年実施している合同企業説明会に合わせて、ステップアップ就職準備セミナーを開催し、高校生248人が参加しました。</p> <p>来年度は、新たな職場体験プログラムの開発にも取り組むなど、キャリア教育の充実を図ってまいります。</p>	<p>る。また県としての在宅勤務は難しいとの回答であり、雇用拡大に向けては、さらなる取り組みが必要と考える。他の視点での要請を検討したい。</p> <p>○－A</p> <p>要請の趣旨を理解された取り組みが、定例化しつつある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ことが目標を立てるのに有効と考える。何故働くのか？を含めて真剣に進路を考えさせることが必要である。</p> <p>(2) 高卒の就職希望者全員が就職できるよう、ハローワークなどと連携を図り、企業訪問解禁前から情報提供の機会をなるべく多く開催すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>高校卒業生は未成年であり、就業に関しては大人以上にきめ細かい対応が必要である。希望職種もさまざまな職種を理解する前に選択していることも多く考えられる。多くの企業の説明会を見学することで、自分の考えを見直すことや意志の再確認ができる。また就職後の定着率向上にもつながれば企業にとっても大きなメリットとなる。</p>	<p><b>教育局 高校教育指導課</b></p> <p>高校生が、早い段階から望ましい勤労観、職業観を高めることは大変重要なことと考えております。</p> <p>そのため、県内経済団体との連携、協力により、1年生から参加できる「就職支援四者面談会」を実施しております。企業経営者、生徒、保護者、教員による面談を行うことにより、生徒の望ましい勤労観や職業観を、早い段階から育成していきたいと考えております。</p> <p>また、高校の進路指導担当者を集め、5月と1月に「進路指導研究協議会」を、8月に「埼玉県高等学校進路・就職指導者セミナー」を開催し、生徒の望ましい勤労観、職業観を育成する上で参考となる情報を提供しています。</p> <p>さらに、昨年度は県立高校100校で9,687人の生徒がインターンシップに参加し、就業体験をとおして職業意識を高めました。</p> <p>今後とも、生徒の勤労観、職業観を高める取組を進めて参ります。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>就職を希望する高校生を対象に、企業の概況や仕事の内容を説明する合同企業説明会を実施するなど、若い人材を求める企業と、正社員を希望する若者との出会いの場を提供しています。</p> <p>今年度は、7月12日に説明会を実施し、企業132社、高校生1,643人が参加しました。参加者数は昨年度より3割以上も増加しております。</p> <p>埼玉労働局などの関係機関や産業界とも連携し、高校生への就業支援を積極的に実施してまいります。</p> <p><b>教育局 高校教育指導課</b></p>	<p>○-A</p> <p>県の取り組み確認できた。さらには求人開拓など積極的な就業支援が行われており評価できる。</p> <p>来年以降は今回の震災などの影響も考えられることから注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>4. 中小企業の雇用対策として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 県内のさまざまな特徴をもった中小企業を幅広くアピールすること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>県内の97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も少なくはない。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてPRすることで中小をはじめとする企業の活性化につなげていく必要がある。</p>	<p>高校生が、企業等に関する情報を得ることで、企業や職業に関する理解を深めることは重要なことと考えます。</p> <p>厳しい求人状況を受けて、今年度、教育局では経済界OB 5名を求人開拓員として採用し、5月以降企業訪問を行い、求人を開拓しています。求人開拓員が得た求人に関する情報は、経済団体などからの雇用に関する情報などとともに学校に提供し、各学校において進路指導に活用しております。</p> <p>また、7月には埼玉労働局等と連携し、企業から直接様々な情報を得ることができる「合同企業説明会」を開催し、1,643人の生徒が参加しました。</p> <p>今後も、県内経済団体や埼玉労働局との連携を強化し、様々なかたちで情報を提供していきます。</p> <p><b>産業労働部 産業人材育成課</b></p> <p>埼玉県内には多くの魅力ある中小企業がありますが、PRの機会の不足等により、求職者がこうした企業を知らないため、大企業志向や就業者の県外流出等につながっていると考えられます。</p> <p>このため、県では、インターネットを通じて様々な人材育成情報を提供するポータルサイト「産業人材育成支援情報ネットワーク」内に、地元企業の魅力を発信するサイト「埼玉県内企業魅力紹介システム」を平成21年度に開設しました。(H23.3.25 現在掲載企業数574社、H22年度末までに600社を掲載する予定。)</p> <p>このサイトでは、企業概要の紹介とともに、企業を取材して「働くおもしろさ」や「先輩からのメッセージ」、インターシップの取組などの情報も提供し、県内企業のPRを行っ</p>	<p>△-B</p> <p>新事業も含めて、取り組みが進んでいることは評価できる。</p> <p>県内の高校や各種学校に県が作成した「彩の国工場マップ」が配布され有効に活用されているか注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 中小企業の世代交代に関して、事業の継承や雇用の確保を条件にするなどして税額の減免や経営の支援など実情に応じた対応を図ること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>個人経営の企業では、後継者不足や相続の関係で事業を閉鎖せざるを得ない状況もある。安定雇用の観点や、地域活性化からもスムーズに事業が継承できるように県としても支援策を講ずる必要がある。</p>	<p>ています。</p> <p>今後とも、こうした情報提供を充実し、多くの求職者が地元の魅力ある企業を発見し、就職することを促進してまいります。</p> <p><b>産業労働部 産業支援課</b></p> <p>平成22年度新規事業として、県内中小企業に意欲的な取り組みを宣言してもらおう埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度を開始しています。</p> <p>登録企業への支援策の一つとしまして、希望する登録企業に対しましては、県ホームページから企業のホームページにリンクを貼ることにより、当該企業の紹介をしています。</p> <p>また、地域に愛される工場づくりに取り組む、技術力や環境面で優れた県内工場を彩の国工場として指定しています。</p> <p>県ホームページで各工場の見学受入の取組みを紹介するとともに、希望する企業のホームページにリンクを貼ることにより、当該企業の紹介をしています。</p> <p>更に「彩の国工場マップ」を作成し、指定企業のPRに努めています。</p> <p><b>産業労働部 産業支援課</b></p> <p>(財)埼玉県中小企業振興公社に事業の継承に関する相談窓口を設けており、中小企業診断士による一般相談のほか、弁護士による法律相談や税理士による贈与・相続に関する相談など、中小企業の様々な課題にきめ細かく対応しています。</p> <p>また、事業継承の啓発を目的として、金融機関等と連携したセミナーを開催しています。</p> <p>今後も引き続き、事業継承に関する課題解決を支援するとともに、事業継承の法制度等を県内中小企業に啓発していきます。</p>	<p>×－B</p> <p>支援は行われているが、減税については、特に国税の関係は県に減免などの権限がなく考慮されていない。</p> <p>今後は中小企業の世代交代を支援することで、廃業や倒産などを防ぎ、雇用の受け皿の</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</b></p> <p><b>1. 障がい者の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、完全な平等を達成するために、国が「障がい者差別禁止法」を制定することが必要であり、その制定に向けて埼玉県において「障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例」を制定すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>ノーマライゼーション社会（障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことである社会）の実現のためには、障がい者の社会参加を阻む物理的なバリアの解消（バリアフリー）はもとより、心理的なバリアの解消が不可欠である。アメリカ・カナダおよび欧州各国、アジアでは韓国・香港も障がい者の差別を禁止する法律が制定されており、日本においても「障がい者差別禁止法」を制定すべきである。その実現に向けた取り組みとして県レベルでの「障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例」の制定を求めるものである。既に国内でも北海道・千葉では先行的に条例が制定されている。これら条例では差別の定義などについて問題点を指摘する声もあるが、制定に向けて議会だけではなく広範にわたり県民から意見徴収するなど認識の共有化が図られており、評価できると判断する。</p>	<p>福祉部 障害者福祉推進課</p> <p>障害者に対する差別はあってはならないことであり、国において障害者差別禁止法を制定することは大きな意義があります。</p> <p>現在、内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部の下、障がい者制度改革推進会議等において、障害そのものの定義を見直すとともに、差別（合理的な配慮が提供されない場合を含む）の定義が検討されているところでございます。</p> <p>条例制定においても、障害者の範囲や差別の定義が必要となるため、今後も国内法の整備等の動きを注視してまいります。</p>	<p>確保となるよう、要請内容を検討したい。</p> <p>×－B</p> <p>「法」の制定は、国が主体的に取り組む課題ではあるが、「条例」については、県としての制定ができる。県としても「障がい者差別禁止法」の制定に向け、率先して「障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例」の制定をすべきである。</p> <p>切り口を変えて再度要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>2. 自殺者を減少させるため、以下の施策を講ずること。</b></p> <p><b>(1) 自殺や精神疾患に関する正しい認識と、いのちの大切さ等についての意識を育むため、県民一人ひとりが果たすべき役割について、さらなる普及啓発活動に取り組むこと。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;  人の命は何ものにも代え難く、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。  自殺は「追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことのできる社会的な問題」である。このことは自殺対策の基本認識であるが、未だ自殺や精神疾患に対する偏見があることは否めない。  自殺対策にとって、いのちの大切さ等についての意識を育むとともに、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることは重要であり、県民一人ひとりへの一層の促進をはかるための普及啓発を強化すべきである。</p> <p><b>(2) 自殺の原因となっている様々な社会的要因に的確に対応できる相談体制等を整え、各種の悩みを抱える人への支援を強化すること。また、早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーの養成に積極的に取り組むこと。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;  自殺の危険性が高まっている人に対し、的確に対応できる相談体制等を整えることは、自殺を防止する上で重要な施策であり、自殺の危険性の高い人の早</p>	<p>保健医療部 疾病対策課</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題など様々な要因が関係しており、その直前には、うつ病など心の問題を抱えていると考えられます。</p> <p>県では、自殺予防を図るため、誰もが相談できる窓口の周知を行うとともに、相談機関や医療機関での早期の相談・受診を様々な方法で呼びかけています。</p> <p>○啓発用カードの作成及び配付、○ポスターの掲示、○新聞広告、○ラジオCM、○ショッピングモールでの広告、○彩の国だよりへの掲載。</p> <p>また、市町村の行う普及啓発活動などへの助成も行っています。</p> <p>保健医療部 疾病対策課</p> <p>精神保健福祉センターでは、心の健康不安に関する相談を電話や来所により受けています。また、うつ病や依存症に関する様々な悩みについて電子メールでの相談にも対応しております。</p> <p>また、多重債務被害者団体の「夜明けの会」に委託し、自殺につながる多重債務や生活苦、心の健康不安などの相談に、弁護士や司法書士、精神保健福祉士などが同一会場で対応する「暮らしとこころの総合相談会」を毎週木曜日に開催して</p>	<p>△-B</p> <p>各種ツールを活用し周知を図っていることは、一定の評価はできるが、まだまだ県民には認知されていないと考える。周知方法も一定の工夫が必要である。</p> <p>△-B</p> <p>電話・来所による相談に加え、電子メールでの相談にも対応するなど相談体制の向上には一定の評価ができる。また、相談体制の充実のため一般かかりつけ医との連携体制を構築</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>期発見・早期対応をはかるためには、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をはかることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が必要である。</p> <p><b>3. 近年、増加する離職者や生活困窮者のために2009年に改正された「生活福祉資金貸付制度」および、新たに実施された「住宅手当緊急特別措置事業」や「臨時特例つなぎ資金貸付事業」などの各種給付・融資制度について周知徹底を図ること。また、従来からある支援策との連動性を図り、県民・利用者の視点に立った分かりやすい体系とし、利用にあたっては、市町村やハローワーク、社会福祉協議会等との連携により「ワンストップサービス」を推進すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 一昨年からの世界的不況の影響で、日本国内においても離職者や生活困窮者が増加している。これらの対策として政府は2009年10月に「生活福祉資金貸付制度」を改正し、資金種類の統合など利用者にとってわかりやすく柔軟な制度とした。また、新たに「住宅手当緊急特別措置事業」および「臨時特</p>	<p>います。</p> <p>ゲートキーパーの養成については、精神科を専門としないかかりつけ医等がうつ病などの精神疾患に対する理解向上や精神科への早期受診につなげるため、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修会」を埼玉県医師会に委託して実施しています。</p> <p>さらに、うつ病の診療・支援基盤を強化するため、精神科医と一般かかりつけ医との連携体制の構築に向けた取り組みを行うこととしております。</p> <p><b>福祉部 社会福祉課</b> 生活福祉資金貸付制度および臨時特例つなぎ資金については、平成22年4月から23年1月末までに、約3,000件の貸付実績があります。また住宅手当緊急特別措置事業については、約1,800件の支給を決定しており、広く御利用いただいているところです。</p> <p>今後とも、県ホームページや彩の国だより、さらには市町村の広報紙等を活用して、制度の一層の周知に努めてまいります。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b> 県では、離職を余儀なくされた非正規労働者をはじめとする求職者を支援するため、「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を設置しています。</p> <p>キャリアカウンセリング、住宅相談、法律相談から職業紹介まで、ワンストップサービスを提供し、社会福祉士による生活相談では、各種給付・貸付等の制度や窓口に関する情報提供を行っています。</p>	<p>していくことについても、評価できる。しかしながら、いまだ自殺者は3万人を超えているような現状であることを考えると、ゲートキーパーの仕組みづくりが必要であると考えられる。</p> <p>再度内容を変更し、再要請したい。</p> <p>△-B 貸付実績を踏まえると一定の成果が上がっていると判断するが、ワンストップサービスについては、協議内容と進捗状況を見定めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>例つなぎ資金貸付事業」を創設した。埼玉県においても緊急経済対策として教育費・保育費の支援、生活資金などの貸付、就業支援など、きめ細かな施策が実施されているが、国の政策との連動性が薄く利用者にとって分かりづらい部分がある。また、相談する県民の負担を軽減するために窓口の一元化が望まれる。</p> <p><b>IV. 交通政策</b></p> <p><b>1. 自転車を安全に利用するために、平成21年7月1日から一部改正された埼玉県道路交通法施行細則の「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」ことについて、県民への浸透度が低いことから周知徹底を図ること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>CO2削減のためには環境負荷のない自転車を利用すべきである。埼玉県においても自転車の利用率は学生を中心に高いと見られるが、自転車による交通事故を未然に防ぐ観点からも交通ルールの周知徹底は不可欠である。さらに埼玉県では平成21年7月1日より埼玉県道路交通法施行細則の一部が改正され、「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」にも関わらず、未だにヘッドホン等を使用しながらの自転車利用が散見されている。このことは、県民に対する理解・PR活動が不足していると判断することから、さらなる周知・啓発活動を</p>	<p>また、資金貸付制度等の周知徹底を図るため、国、県、社会福祉協議会等を構成員とする「埼玉県生活福祉・就労支援協議会」を設置しています。平成22年度は、5月24日及び10月14日に会議を開催し、資金貸付制度やワンストップサービスについて協議を行うなど、福祉部門と雇用部門の連携強化を図りながら、ワンストップサービスを推進してまいります。</p> <p><b>県民生活 部防犯・交通安全課</b></p> <p>県内の自転車に乗っている際の交通事故死者数は、例年、全国ワースト上位にあり、平成22年は21年より9人増加の48人で、本年も昨年とほぼ同数で推移していることから、「自転車事故」は、「高齢者事故」、「交差点事故」とともに本県の重要な課題となっています。</p> <p>埼玉県道路交通法施行細則は、埼玉県警察本部が所管する規定ですが、埼玉県におきましても県民への周知・徹底を様々な機会をとらえて、実施しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街頭啓発活動、交通安全母親大会、子ども自転車教室、出張出前講座(交通安全まなび隊など)、交通安全イベントなどで、啓発チラシ等の配布や呼びかけ等を行い、広く県民に自転車の交通ルールの周知・徹底を図っております。</li> <li>2. 県のホームページへの掲載により周知しております。</li> <li>3. 春秋の全国交通安全運動において、自転車の交通事故防止を重点目標とし、県警察本部、市町村、関係機関と連携して施行細則の周知・徹底を図っております。</li> </ol> <p>今後も、あらゆる機会を通じて広く県民に自転車の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について周知・徹底を</p>	<p>○ーB</p> <p>県民に対する啓発活動については一定の評価できる。ただし、「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽等を聴きながらの自転車の運転が禁止された」ことについては、いまだに県民に知られていない現状もある。特に学生にその傾向が多くみられることから、学校を巻き込んだ更なるPRを要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>求める。</p> <p><b>2. 自動二輪車の利用促進に向けて、駅前や商店街等に大型二輪車も利用できるコインパーキング式の駐輪場を整備すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>CO2削減のためには環境負荷の少ない自動二輪車を利用すべきである。利用の促進には駅前や商店街に自動二輪車専用の駐輪場が必要であるが、現状では駅前の自転車駐輪場の一部で月極であったり、大型スーパー等の敷地内の専用駐輪場であったりしている。自動二輪車ユーザーの多くは駅や商店街へ行く際に、気軽に利用できる駐輪場を望んでおり、コインパーキング式の自動二輪車専用駐輪場の設置が望ましい。</p>	<p>行い、自転車利用者のマナー向上に努めてまいります</p> <p><b>産業労働部 商業支援課</b></p> <p>自動二輪車の駐輪場整備については、商店街が来街者の利便性を高め商店街の賑わいを創出しようと設置するものについて、県の「商店街施設整備事業補助」の対象となり、市町村を通じてその設置を支援しています。</p> <p>支援内容（補助内容）は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助方法 市町村を補助事業者とする間接補助</li> <li>2. 補助対象者 商店街</li> <li>3. 補助率 県1/3、市町村1/3、（商店街の自己負担1/3）</li> <li>4. 補助額 下限50万円、上限1,000万円</li> <li>5. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）自動二輪車や自動車を自動で運ぶ機械式の立体駐車場については、法人の商店街（商店街振興組合や事業協同組合）のみが対象となります。</li> <li>（2）土地の取得費は対象とはなりません。</li> </ul> </li> </ol>	<p>×－B</p> <p>商店街への「補助制度」については、一定の評価はできるが、考え方も含め昨年と比べ進展は見られない。しかしながら、都内で多く見られる自動二輪者（大型車）専用のコインパーキング式駐輪場を要望する声は多いことを踏まえ、再度要請内容を変更し再要請したい。</p>
<p><b>V. エネルギー・環境政策</b></p> <p><b>1. 自然エネルギーの利用向上にむけて、簡易水力発電装置や小型風力発電装置の設置を推進すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>太陽光発電に限らず、昨今では水力・風力発電装置</p>	<p><b>環境部 環境政策課</b></p> <p>簡易水力発電は「マイクロ水力発電」や「中小水力発電」とも呼ばれ、その普及が期待されております。しかし、一般には、その「利用可能量（取り出すことのできるエネルギー</p>	<p>△－B</p> <p>「引き続き普及の可能性を探っていきたいと考えています。」につ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>の小型化・高性能化が進んでおり、水力では、県が取り組む川の再生の一環として、清流に水車の風景観の向上と水車による水の攪拌など機能面での期待が出来る。</p> <p>また、水力や風力発電は日照時間に影響されないため、太陽光発電とあわせて活用することで、安定した電源確保と供給拡大の可能性がある。</p>	<p>量)」は「安定した水量」と「河川や水路の落差の大きさ」によるとされ、一定の制約が存在します。そのため、事業化に当たっては、設備導入などのイニシャルコストとランニングコストをはじめ、治水や水利権の問題も含めた検討が必要になります。</p> <p>小型風力発電についても、本県は地形的な制約もあり、平成9年度策定の「埼玉県エネルギービジョン」の検討では、風力自体の利用可能量も、太陽光発電で利用可能なエネルギー量の0.25%と、非常に小さいものになっており、現状、その事業化は難しい状況にあると言えます。</p> <p>県では、新しい再生可能エネルギービジョンの策定を目指して平成22年度から新たな検討をスタートしています。このなかで、水力及び風力の賦存量や利用可能量を改めて確認していますが、他のエネルギーと比較しても期待される利用可能量は少ない状況にあると言えます。</p> <p>そのため、現在は太陽エネルギーやバイオマスなど利用可能量が比較的多いと考えられる再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、地域活性化方策の検討を進めています。</p> <p>なお、簡易水力発電や小型風力発電につきましても、技術の進展等により状況が変わる可能性もありますので最新の技術開発の動向を把握しながら、引き続き普及の可能性を探っていきたいと考えています。</p>	<p>いて期待します。</p> <p>東日本大震災により、電力消費量が一般家庭20%、企業25%の削減目標が出されており、使用電力の大幅削減と代替エネルギーへの移行は県の率先垂範と指導力が大きく影響すると考えます。</p> <p>実際、埼玉県内に電気需要は原子力発電所からの送電が主体となっていました。災害で停止した福島第1・第2原子力発電所および点検等で停止している原子力発電所は数年で回復するものではありません。今夏の電力使用ピークの対応に火力発電の依存は避けられませんが、環境負荷の観点から県内の電力需要を自然エネルギー率の向上へ取り組みを強化する必要があるため、再要請とします。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 県民の生活系 CO2 削減にむけて、県内産の食料品や日用品を積極的に購入できる地産地消システムを確立すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>地産地消のシステムを確立することは、生産系の CO2 削減にも寄与し「カーボンフットプリント制度」および「フードマイレージ制度」と同様の成果が期待できる。</p> <p><b>VI. 教育政策</b></p> <p>1. 児童生徒一人ひとりの心を大切にしたい教育基盤を確立するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) いじめ・不登校等を防止するため、すべての公立中学校に専属のスクールカウンセラーを配置し、</p>	<p><b>環境部 温暖化対策課</b></p> <p>県では、簡単なチェックシートを使って一日エコライフを体験してもらうエコライフDAYの中で、「野菜などの食料品は近くの産地のものを買った。」という項目を設け、地産地消の実践を呼びかけています。</p> <p>また、家庭部門からのCO2を削減するためには、商品の生産から廃棄に至るライフサイクルを通して排出されるCO2の量を考慮した商品選択が重要です。</p> <p>そこで、エコライフDAYチェックシートにあわせて、環境に配慮した商品選択の参考となるフードマイレージの考え方やカーボンフットプリントを紹介した資料を作成し、県内すべての小中高校生を含む県民に配布しています。</p> <p><b>農林部 経済流通課</b></p> <p>地産地消を推進するにあたり、県内の農産物直売所の機能強化を図ったり、県内量販店における県産農産物コーナーの設置を促進するなど、県民が県産農産物を購入できる機会の拡大に努めております。</p> <p>特に、消費者からの要望が強い県南の量販店に県産農産物を扱うコーナー設置を促進するため、農産物の豊富な県内産地から県南地域へ農産物の流通を進めてまいります。</p> <p>「地産地消」はフードマイレージの考え方にも合致しますので、今後とも より一層の推進を図ってまいります。</p> <p><b>教育局 生徒指導課</b></p> <p>臨床心理に関して専門的知識・経験をもつスクールカウンセ</p>	<p>×－B</p> <p>二酸化炭素の排出量の削減から地産地消の要請を行ってききましたが、東日本大震災の被災地復興支援のためには、被災地や原子力発電所事故による風評被害の農産物消費拡大に視点を必要があり、県内農産物との共存共栄を模索する必要が生じたため。</p> <p>△－B</p> <p>「毎週1日同じ学校</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>教育相談体制の充実をはかること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。</p> <p>学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。</p> <p><b>(2) 幼児・児童虐待の防止に向け、幼稚園教員や保育士、教職員、保護者の研修を充実すること。虐待が発生した場合、虐待を受けている幼児・児童の保護を優先し、家庭と教育機関と地域関係機関が連携して早期発見・保護・養育・家庭復帰など一貫したシステムの構築をはかること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>幼児・児童が虐待を受け幼い命を失う事件が発生しているが、これからの少子高齢化社会に向け「社会全体で子供を育てる」という観点で、虐待をする側・される側の者が一人で悩むことの無いよう、家庭と教育機関や地域関係機関がより連携して虐待防止に取り組む必要がある。</p>	<p>セラーが、親や教師とは異なる立場で児童生徒・保護者・教職員・相談員等の相談に応じることは、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に大いに役立つと考えています。</p> <p>本県においては、教育事務所・総合教育センターや全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える問題の解決に努めているところです。</p> <p>また、平成21年度から、スクールカウンセラーが毎週1日同じ学校に勤務する重点的な配置を一部の中学校で実施しています。</p> <p>今後も、いじめ・不登校等の防止のため、学校の実態に応じたスクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の一層の充実に努めてまいります。</p> <p><b>福祉部 こども安全課</b></p> <p>幼稚園教員や保育士など関係職員に対する研修でございますが、平成22年度も保育所や幼稚園の職員を対象とした研修を実施しております。また、各児童相談所においても関係機関の職員を対象とする研修を実施するなど、関係職員の理解を深め、資質の向上に努めてまいります。</p> <p>早期発見・保護・養育・家庭復帰など一環したシステムについてでございますが、平成20年度に県内の全市町村に児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会が設置されたところでございます。児童虐待の中核を担う各児童相談所もこの一員として参画しておりますが、この協議会には、児童相談所の外、市町村保健センター、保健所、教育委員会、警察など多くの児童虐待に関する機関が参画しており、児童虐待ケースの情報交換とそれぞれの役割に応じた対応に当たっております。今後とも、この協議会が適切に運営されるよう支</p>	<p>に勤務する重点的な配置を一部の中学校で実施」が昨年よりは前進と判断。</p> <p>ただし、いじめ等をなくすためには取り組みを継続していくことも重要と考える。</p> <p>○ーB</p> <p>虐待防止に向けた早期発見、保護に関しては、関係者への研修の実施、また、虐待が発生した場合には、関係機関が参画する協議会で情報交換やそれぞれの役割に応じた対応がされているとの回答である。</p> <p>ただし養育、家庭復帰に関してはふれられていないため、今後の課題を残した回答であ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組めるよう教職員の増員をはかる。厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき教職員の労働時間を適正に把握し、管理職としての責務を果たし、教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の多忙解消に取り</p>	<p>援してまいります。</p> <p>また、平成23年度は、児童虐待の通告は国民の義務であることを県民に周知徹底するとともに、民生・児童委員を中心とした地域で活動する諸団体が児童虐待の早期発見、早期通告をしてもらうよう見守り体制を整備してまいります。</p> <p><b>教育局 人権教育課</b></p> <p>児童虐待の早期発見・早期対応のために、児童虐待対応研修会を実施して、各小中学校の児童虐待対応担当者及び市町村教育委員会担当者に有識者の講演や福祉部と共同で作成した児童虐待対応マニュアルの説明をしています。</p> <p>また各種人権教育研修会においても児童虐待対応をとりあげているところです。</p> <p>保護者には児童虐待防止のためのリーフレットを県立学校及び市町村教育委員会に送付して、保護者会等での活用を依頼しています。</p> <p>さらに、虐待を受けた子どもたちへの支援を図るために、学校、児童養護施設、市町村教育委員会の担当者に児童虐待アフターケア研修会を実施しています。</p> <p>平成23年度は、特別に養護教諭に対して児童虐待に関する研修会を実施する他、保護者に対する意識啓発を更に進めるため、児童虐待防止啓発DVDを公立学校等に配布します。</p> <p><b>教育局 県立学校人事課</b>  <b>小中学校人事課</b>  <b>総務課</b></p> <p>教職員の定数は、小・中学校は「義務標準法」、高等学校は「高校標準法」により定められております。</p> <p>教職員の増員につきましては、新たに多額の県予算が必要となりますことから、困難であると考えております。</p>	<p>る。</p> <p>×－B  教職員の増員、労働時間把握に関しては、法律の内容を説明する回答のみ。  「多忙化解消検討委員会」で検討した内容</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>組むこと。</b>  &lt;要請の根拠&gt;  本県の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。</p> <p>県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。教職員の労働実態を認識し、恒常的な多忙解消をはかる必要がある。</p>	<p>教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」により、原則として時間外勤務は命じないこととなっております。</p> <p>やむを得ず、正規の勤務時間を超えて校長が勤務を命じる場合には、「週休日等の割振り変更簿」により適切に勤務の割振りを行うなど、勤務時間の適正な管理について管理職を指導しております。</p> <p>教育職員以外の学校職員の時間外勤務については、必要に応じて校長が命じるものであり、その勤務した時間については、その実績を本人にも確認し、管理職が把握することとしております。</p> <p>学校の負担軽減につきましては、平成20年度に教育局内に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し検討をいたしました。その結果を踏まえ、各県立学校では、校務分掌や職務分担の見直し、学校行事や会議の精選及び実施時期の工夫、事務の効率化等による学校全体のスリム化を図るとともに、ノー会議デーを設定するなどの取組を行うよう指導してまいりました。市町村立小中学校につきましても、上記のような学校の負担軽減の取組事例について市町村教育委員会に通知し、管内小中学校への周知についてお願いしました。</p> <p>また今年度からは、教育局内に「学校における負担軽減検討委員会」を設置し、中・長期的な視点から教育活動全般について課題を整理し、教職員が負担感・多忙感の解消を実感することのできる方策について検討しているところです。</p> <p>*「義務標準法」：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」  *「高校標準法」：「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の</p>	<p>の取り組み指導や、周知活動、についての多忙解消の成果を期待したいところ。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>Ⅶ. 人権・男女平等政策</b></p> <p><b>1. 男女共同参画社会の実現に向け、県は男女共同参画推進条例に基づく基本計画である埼玉県男女共同参画推進プランの施策の進捗状況を検証し、新たに策定する参画推進プランの政策や方針決定過程等、女性の参画が遅れている分野を促進するポジティブ・アクションの強化策を盛り込み施策の実効性を高めること。</b></p> <p><b>また、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」に沿って、新たに策定する参画推進プランの施策に反映すること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が成立し、10年が経過した。女性の社会進出は進んでいるが、行政や企業などさまざまな組織において、政策・方針決定の場に女性の参画は依然として少なく、男女共同参画による意思決定がなされるよう、女性の参画の拡大をめざすことが必要である。</p> <p>平成22年7月23日、国では「男女共同参画社会基本法」に基づき「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が答申され、本年度中には「第3次男女共同参画基本計画」が策定される。</p> <p>埼玉県男女共同参画推進条例の基本計画である埼</p>	<p>標準等に関する法律」</p> <p>県民生活部 男女共同参画課</p> <p>「埼玉県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画の進捗状況及び男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成・公表することとされているため、毎年、男女共同参画に関する年次報告を作成し、一般に公表しています。年次報告においては、男女共同参画推進プランの進捗状況についても検証しています。</p> <p>新たに策定する男女共同参画推進プランは、現行プランの施策の進捗状況に対する検証を行い、その結果を踏まえて策定していきます。県審議会等委員への女性の参画については、引き続き目標値を定めて促進していきます。</p> <p>また、新たに策定する男女共同参画推進プランにおいては、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえて策定していきます。</p>	<p>○－A</p> <p>男女共同参画の推進に向け、施策の進捗状況を明らかにする年次報告を作成・公表し、さらに男女共同参画推進プランの進捗状況についても検証が行われていることは評価できる。</p> <p>新たに策定する男女共同参画推進プランにおいて内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本な考え方」を踏まえて策定されることは前進と判断し、状況を見定めていく。</p> <p>連合埼玉では、埼玉県男女共同参画審議会に委員を派遣していることから、審議会や、県民コメント等の場面で策定状況を見定めコメ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>玉県男女共同参画推進プランは中間年に一部見直しが行われているが、あらためて進捗状況を検証し、平成23年度中に新たに策定される参画推進プランには、女性の参画が遅れている分野を促進するために、ポジティブ・アクションの強化策を盛り込み施策の実効性高めるとともに、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を施策に反映させていくことが不可欠である。</p> <p><b>2. 県の審議会等における女性の登用を推進すること。</b>  <b>(1) 女性の委員のいない審議会をできるだけ早期になくすこと。</b></p>	<p>県民生活部 男女共同参画課</p> <p>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」及び「埼玉県男女共同参画推進プラン」では、審議会等における女性委員の割合を、平成23年度末までに40%にすることを目標に掲げています。</p> <p>これまでは、年次登用目標を定め女性の積極的な登用を促進するなど女性委員の割合の向上に努めてきました。</p> <p>上記プランに掲載された平成18年度の女性委員の割合は30.5%でしたが、現在は35.1%（平成22年4月）になっています。</p> <p>しかしながら、法令で委員構成があらかじめ定められていたり、推薦団体の構成員に女性の人数が少なかったりするなどの理由から、女性の登用がなかなか進まない審議会があります（女性委員のいない審議会は、現在1件）。</p> <p>今後は、推薦団体に女性の推薦を働きかけるとともに、委員構成の見直しを検討するなど、女性の委員のいない審議会をなくすよう引き続き努力していきます。</p>	<p>ント提出を行う。</p> <p>△－B  あらゆる分野への女性の参画を進めていくことが必要不可欠であることから、状況を見極めつつ再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>(2) 審議会の女性の委員の割合を早期に平均40%以上にする。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要である。</p> <p>国では、2020年までに社会のあらゆる分野における指導的地位の女性が30%になるよう、管理職等への女性の登用などについて取り組みを進めており、国の審議会等の女性委員の割合は32.4%（平成20年9月）、埼玉県では33.0%（平成21年4）となっている。しかしながら、審議会等によっては、女性の委員が極めて低い割合の審議会や、女性の委員がいない審議会もあることから、女性の委員のいない審議会をできるだけ早期になくしていくとともに、県が目標とする平均40%以上を早期に実現すること。</p>	<p>県民生活部 男女共同参画課</p> <p>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」及び「埼玉県男女共同参画推進プラン」では、審議会等における女性委員の割合を、平成23年度末までに40%にすることを目標に掲げています。</p> <p>これまでは、年次登用目標を定め女性の積極的な登用を促進するなど女性委員の割合の向上に努めてきました。</p> <p>上記プランに掲載された平成18年度の女性委員の割合は30.5%でしたが、現在は35.1%（平成22年4月）になっています。</p> <p>今後も引き続き、年次登用目標や公募枠の設定などにより、審議会における女性委員の割合を早期に平均40%以上とするよう努めていきます。</p>	<p>△-B</p> <p>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」「埼玉県男女共同参画推進プラン」は平成23年度までの計画であることから、今後の取り組みを見定め、再要請を検討する。</p>